

第 4 回
区 政 の 透 明 性 向 上 検 討 委 員 会

〔 平 成 1 6 年 1 0 月 4 日 〕

(午後6時20分 開会)

委員長 ただいまから、第4回区政の透明性向上検討委員会を開催させていただきたいと思います。

本日は、傍聴につきまして、計9人の方の傍聴の希望が出ております。傍聴を許可するということによろしゅうございましょうか。

(異議なし)

委員長 この後いらした方についても同様の扱いといたします。それでは、どうぞ入っていただいて結構でございます。

(傍聴者入場)

委員長 始まりが遅くなりましたけれども、傍聴の方々に、資料の取り扱いについてご説明をいたしたいと思います。

本日は、皆様の方へ2つの資料がいつているかと思えます。1つは電子調達サービスの概要というものだと思いますし、もう一方、横長の表になっております契約事務改善に向けた視点別整理表というものでございますけれども、これは、ここまでの小委員会でご議論いただいてご検討いただいたものを整理させていただいたものでございます。

これは本委員会における検討過程の整理段階ということでございます。またこれは完全に成熟されたというものではなくて、まだこれを基礎に議論してやっていかなければならないということでございます。ただ、今日につきましては、また後でお話をいたしますけれども、我々の委員会としての来年度の調達等々に向けた緊急提言というものをまとめようという作業を今日進めてまいります。その関係で、ここでの議論というのが皆さんに非常にわかりにくいというところがあるかもしれませんので、そのご参考ということでこれをお配りしたわけでございます。

当然のように、今日の議論の中で、この中身がいろいろ修正をされていくという形になると思いますので、まことに申しわけございませんが、委員会の終了後にはこれを回収させていただきたいと思いますので、よろしく願いたしたいと思います。

では、会議の次第に従いまして、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

まず、第1番目の議題でございますけれども、電子調達

サービスについて、事務局の方から、それでは簡単にご説明をいただきたいというふうに思います。

契 約 課 長 私の方から説明をさせていただきます。

まず、資料1をごらんいただきたいと思います。まず、電子調達についてでございますが、これは、電子自治体を目指すという流れの一環のものでございまして、電子調達と電子申請、これは各種届け出、こういったものを電子上で行うためのシステムを構築するというところで、そのシステム開発につきましては、東京都と都内の区市町村が共同して、電子自治体共同運営協議会というものをつくりまして、その中でシステム開発を行っているものでございます。

この2つのうち、電子調達サービスを利用する意向のある、23区の中では現在20区が導入を同時に考えております。その中身につきまして、1ページから説明をさせていただきます。

まず、この電子調達システムは、入札情報提供事務、入札参加資格申請受付事務、もう1つ、入札・開札業務など、この3つの業務をインターネットを通して行うというものでございます。

このサービスは、都内の区市町村で共通で受付業務を行います。このシステムについては、既に東京都が導入しておりますので、その東京都のシステムを参考に構築するというものでございます。したがって、各区の負担というのは、独自開発する形を考えますと、4分の1から8分の1ぐらいの負担で利用できるというものでございます。

具体的な内容についてでございます。サービスの概要は2のところに記載がでございます。

まず、事業者側としましては、入札情報サービス、これは発注予定とか、入札経過、こういったものをホームページから見られるというものでございます。

次に、資格審査受付サービス、これは、業者登録をしていただくわけなんですけど、従来2年に1回手作業でやっておりました。これを今回電子上で行おうということで、かなり受付業務が簡素化されるというものです。

特に、例えば目黒区だけに登録する方にとってはそれほど大きな軽減にはならないかもしれませんが、ほかの区に

もあわせて申請するような場合、1度登録をすれば、該当区に登録が同時にされるというふうな形でかなり軽減がされるものでございます。

従来は2年に1回の受付時に登録をしなければ、その後2年間できなかつたんですけれども、今後は随時登録が可能になるというふうなものです。

次に、入札サービス。これは、今まで区役所に来てもらって仕様書を受け取って、それを持ち帰って見積もりして、入札時に札を入れるというふうな、何回か区に来ていただいたものを電子上ですべてできる。区役所に来る必要がないというふうな形になります。

したがって、この運用がうまくいきますと、だれが入札に応じているのかわからないというふうな形になりますので、結果的には談合の防止にも役立つというものです。

あわせて、入札業務が簡素化されますので、一般競争入札の導入をこれによって図ることができるというものでございます。

あと、2枚目に参りまして、自治体側でございますが、これは、資料作成等の経費がこういったシステムを導入することでかなり軽減されるということと、もう1つは、資格審査、これを行う業務がかなり軽減されるということです。従来は、目黒に来た業者全部をチェックしなければいけなかつたんですが、例えば目黒、世田谷に登録された方については、どちらかの区で審査をすればいいということで、かなり資格審査の業務も軽減されるというものです。

入札サービスについても、これが習熟されますと、各種通知とか、そういったものが全部電子上でできるということで、区の方の業務も軽減されるというものでございます。

細かい内容につきましては説明を省略させていただきまして、一番最後から2枚目、今後のスケジュールを記載してございます。

現在、事業者向けのPRを行っております。今月中には、サービスの実証実験を行います。

来月には、運用テストを行った上で、事業者向けの詳細説明を行います。あわせて、区の職員に対して研修を行うというものです。

事業者向けの詳細を説明するときには、これは実際に機械を持ち込めれば持ち込んで説明を行いたいというふうに考えております。

12月1日からは、登録業務の運用が開始されます。

12月末に、一度審査の受け付けを終了しまして、その後、区の方では審査を行います。

1月下旬には、入札サービスの実証実験が行われます。

3月に、詳細が決定されますので、その段階で、あわせてまた業者向けの説明、また区の職員の研修が行われます。

17年4月には、システムがすべて稼働しますので、電子入札サービスが運用できるわけなんですけど、これにつきましては、すぐシステム上で入札を開始するという点についてはかなり問題点がございまして、区の職員側の習熟とあわせて、利用する事業者の方の習熟も必要になりますので、これは、随時大きな案件から試験的に導入を図り、一定期間経過して慣れた段階では、システム上は一般競争入札を導入することも可能と考えております。

また、4月からは、資格審査申請について、これは随時受け付けが可能になりますので、新規の方、業者もいつでも登録できるというふうな形になるものでございます。

簡単ですが、以上の説明とさせていただきます。

委員長 長 では、この電子調達について、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

委員 確認ですけれども、入札して開札前にどの業者さんが入札しているのかというのは、これは見ることはできないという形になるんですか。

契約課長 外からは見られません。

委員 外からというところ... ..

契約課長 区側はもちろん見られますが、アクセスしても、業者側からは見られません。その結果が出てからは公表します。

委員 それから、指名競争入札の場合はどうなるんですか。

これは、一般の場合ですか。

契約課長 指名もこれで行うことができますので、区側から指名業者に電子上で通知ができるというものになります。

委員 どこかよその自治体で、もう実施しているところはあるんですか。

契約課長 一番早かったのが横須賀市です。現在かなり各自治体で導入が進んできていまして、東京都は、昨年度から運用を開始しておりますが、まだ実際に行っている件数というのはそれほど多くはありません。大きな案件から入れているというふうに聞いています。

委員 あと電子情報だけではなくて、紙によるバックアップは必要ないんでしょうか。例えばシステムがダウンしたときのセキュリティの問題なんかもあると思うんですけれども、それはどうなっているんでしょうか。

契約課長 システムダウンが起きたときには、これは急遽郵送とか、を考えていかなければいけないかなと思っています。

委員 起きたときのマニュアルというのは、つくっていますか。

契約課長 まだそこまではできていません。

委員 実施している自治体の、どこの自治体の実施していて、その実施の内容はこうだというのは、何か取りまとめておられますか。

契約課長 横須賀の情報はある程度いただいております。一番先進的に行っているということで……。

委員 それを入手できる範囲で結構ですから、ぜひ具体的にこういうことだというのはいただけませんか。

契約課長 わかりました。

委員 目黒区では横須賀の情報しかとっていなくても、多分どこか国のレベルで取りまとめているのではないのでしょうか。

委員 これは、23区、用意ドンで始めるというわけではないんですか。

契約課長 現在20区利用の意向がありまして、1区は独自に開発をする。あとの2区については、まだ時期尚早ということで具体的な利用は見合わせるというふうに聞いております。

委員 20区は同時にスタートということになるんですか。

契約課長 システム運用は同時スタートですが、入札の利用形態については、最初はばらばらになっていくと思います。すぐにやりたいというところもあれば、一定時間の習熟が必要という判断があれば、徐々に導入されていくという形です。

委員 業者さんは、紙で出したり、電子情報で出したりというのは、しばらく続くということになるんですか。

契約課長 これは、両方を同時にということではできませんので、紙

でやるのであれば、その案件は紙ベース、電子上でやるのであれば、電子上で行うということで、混合的なものというのにはできない形になります。

委員 このシステムの開発はどこが請け負っているんですか。当然電子システムだから、どこかの業者が開発を請け負っていると思うんだけども… …。

契約課長 NECなどです。

契約課長 東京都も同じですが、運営協議会の方で入札を行い、結局落札したのがそこということです。

委員 まさか、1円で落札したとかいう… …。

契約課長 それはないです。

委員 情報漏れとか、第三者による改ざんを防ぐためのセキュリティには何か説明を受けておられますか。

契約課長 これは、既にセキュリティの基本方針が決まっております、それに基づいて現在システム開発を行っているというものでございます。

委員 一応電子認証はあるんですね。

契約課長 電子認証はとっていただく形で、有料になりますので、当初負担がかかります。

委員 当然のことながら、暗号化して情報を流すということになっていきますか。

契約課長 はい、そうです。

委員 それはそうでしょうね。かなりかたい暗号にしないと、すぐばれちゃいますから。

委員 これはちょっとよく勉強させていただかないと、そもそも電子調達サービスだからいいというわけでもなくて、逆に、今新しいビジネス分野として、インターネットでの取引というのはあるわけですから、それこそちゃんと公平なチャンスが与えられるような形になってこないと、また一部の業者だけに都合のいいようなシステムになるという可能性もある分野なんですね。

契約課長 そうですね。どうしても大きい企業が、いろいろな国から、東京都から、利用していますので、利用の習熟というのはかなり専門的にできますので、その格差がないような形はとりたいと思っています。

委員 それもあるでしょうし、それだけではないんですけど

も、インターネットの取引というのは、結構寡占化が進んでいる領域なので、だから、逆の問題も起こり得るということです。一部の業者がみんな電子取引を独占するということもあるようなので、これはまた逆に、公正でない取引になる危険性もあることなので、我々もよく勉強してみたいと思います。

契 約 課 長 前回、区の財務会計システムとの連動で、ちょっと難しいというお話を申し上げたんですが、これは、入札は入札でこのシステムを使って、財務会計は財務会計で、その結果を入れることで、一般競争入札も導入可能だろうということで、現在もうちょっと詳しい検証を行っています。

委 員 員 これは、20区と、それから東京都と、このサービスを活用して一般競争入札の方に踏み出そうというふうなある程度の合意みたいなものがあるんですか。

契 約 課 長 そこまでの合意はありません。

委 員 員 そこまでの話ではないんですか。

契 約 課 長 はい。ただ、各区判断で、一般競争入札を導入していくということは、これはそちらの方向には行っています。

委 員 員 やりやすくはなりますよね。

委 員 員 一般競争入札の方に適しているシステムではあります。

委 員 員 長 あと何かございませんでしょうか。

では、とりあえずこれについては、また後で後日ご議論をいただくということで、次へいきたいと思います。

では、議題の2番目でございますけれども、契約事務改善に向けた具体策等の整理についてという形でございます。

前回の小委員会でいろいろご検討、ご報告等々をいただきましたけれども、その内容を踏まえまして、事務局に論点整理というのをお願いいたしました。皆様のところには、お配りをしております資料2の論点整理、視点別整理表というのができ上がりました。これにつきまして、事務局の方からご説明をいただきたいというふうに思います。

行 革 推 進 課 長 それでは、資料2の契約事務改善に向けた視点別整理表についてご説明いたします。

これは、前回の本委員会で、小委員会からの報告として、この表にございます視点、実態、問題点、課題までを出していただいております。その視点別に小委員会委員の方が

らご指示をいただきまして、現時点で考えられるものの改善策の案や取り組み内容の案を加えたものでございます。

まず、視点の1の予定価格の設定についてでございますけれども、(1)は、今回事件が生じた総合庁舎の清掃業務委託の予定価格の積算、(2)は、工事関係の予定価格の積算、(3)として、物品の予定価格の積算、それぞれ実態を記載しております。その横に、問題点を整理しておりますけれども、ここで課題となっておりますのは、予定価格の積算に関して、区独自に適正な基準や実勢に合った単価設定、作業実態を把握した仕様の作成などによって、コスト縮減を図る必要がある、そしてもう1つとして、区として積算などに関しノウハウ等の蓄積が必要である、とされておりますが、この改善策の案として、予定価格の積算の見直し、これは履行のチェックを通じて積算をより実態に合ったものとするということ。それから、として、予定価格の公表基準の見直し、現在公表しておりますが、この検証ですとか、委託の予定価格の公表などについても、メリット、デメリットを整理し、公表のあり方を見直しを行うということでございます。

視点の2、指名競争入札(それに合わせた見積もり合わせを含むこと)についてでございますけれども、実態の(1)として、指名参加業者の選定に当たって、総合庁舎の本館清掃業務委託について、実態を記載しておりますけれども、この問題点は記載のとおりでございますが、課題としては、候補者リストの作成から指名業者の選定まで、区の基準が明確でないということ、そこで、契約ラインの裁量にゆだねられ、こうした中で今回事件が生じておりますが、この裁量を極力少なくする入札制度の改善、それから、選定する場合の条件や理由を公表するなどの透明性が求められているとされております。その改善策の案としては、指名業者選定理由の明確化と公表、これは、一部実施済みとございますけれども、指名理由については、全案件について、事件以降現在決裁のところに理由を記載しておりますが、今後この選定理由を公表していくという内容でございます。としては、指名業者選定方法の見直し、これは、工事及び設計について選定委員会を設置して行っ

ておりますけれども、この委員構成を見直すことや、他の委託案件などについてもこれに準じた形で実施することや、選定の対象金額も見直していくということでございます。それから、対象外についても、所管と契約課で透明性ある指名ができる仕組みをつくるというようにしております。それから は、希望確認型指名競争入札の拡大の実施でございますが、これは、一部実施済みとしておりますけれども、工事については実施しており、試行として碑小学校の実施設計について実施しております。それから、条件つき一般競争入札の導入、それから 業者格付け基準の見直し、 契約過程及び内容の公表ということで整理しております。

2 ページ目でございますが、(2)として、総合庁舎(本館)清掃業務委託に係る見積もり合わせの状況について記載しております。

問題点は記載のとおりで、課題としては、業者を幅広く選定するとともに、業者間のつながりを阻止する入札方法の検討が必要であるとされております。その改善策の案として、指名基準等契約に係る基準の見直し、現在の基準を洗い直して、必要な部分は改正を行っていく、また、公表するということでございます。 として、技術提案方式(プロポーザル方式)等の活用と体制整備。要綱を制定して一部実施しておりますけれども、今後、審査手続や方法等の指針やマニュアルの整備というのがございます。 として、停止条件つき指名競争入札でございますけれども、翌年度の契約につままして、当初予算の配当がない中で、前年度中に契約の準備をするために、現在見積もり合わせをして随意契約としておりますけれども、これについて、停止条件つきの契約として指名競争入札を実施することで、透明性、公正性、公平性を確保していくという内容でございます。 は、随意契約制度の見直しで、基準ですとか審査などのチェックを強化するということでございます。

それから、(3)でございます。建物の維持管理に係る複数年にわたる随意契約について、実態は記載のとおりでございます。また、問題点も記載のとおりでございますが、これについては、工事では V E などの手法を取り入れてお

りますが、業務委託についても業者側に提案を義務づけるなど、コスト縮減を図るべきであるとされております。これについて、改善策案としては、施設管理（清掃等）委託におけるコスト縮減提案型契約方式の導入ということをございまして、その内容としては、慣例として随意契約を3から5年継続しておりますが、この期間を見直すということが1つ、また、業務のマネジメントサイクルを明確にして、次年度の契約に反映させるシステムを構築するということをございます。その際には、コスト縮減が図れる技術提案を業者の側からしていただくということをございます。

それから、（4）区内業者優先とする区の方針についてでございますが、実態、問題点は記載のとおりでございますが、課題としては、区内の産業振興が区の一方の政策でございますけれども、それと契約単位の分割によるデメリットや、競争性が低いためにコストが抑制されないことなどを比較考量する必要があること、もう1つとしては、競争性が確保された入札制度として改善する必要があるとされております。この改善策案としては、1つは、区外業者入札参加機会の拡大、それから、2つ目は、分離・分割発注の見直しでございます。

それから、視点の3、競争性と履行の確保についてでございますが、（1）として、工事案件の予定価格の事前公表と区内業者優先についてでございますが、実態、問題点は記載のとおりでございますが、課題としては、業者を幅広く選定するとともに、競争性が確保された入札制度として改善する必要があること、もう1つは、VEや総合評価方式など、業者からコスト縮減を含めた提案型の契約方法を取り入れていく必要があるとされております。これについての改善策案として、1つは、電子入札の実施、談合防止や事務処理コストの低減など、今回検討している入札制度のあり方を反映して導入するということなどがございます。2点目として、多様な入札方式の採用ということで、入札時VE、契約後VE、総合評価方式等、さまざまな採用を行っているということをございます。

それから、3ページ目、視点は引き続きまして（2）でございますが、清掃業務委託を例とした入札状況の実態、

問題点は記載のとおりでございます。課題としては、低入札の場合、履行が確保できるかの調査を行う必要があり、また、そのための基準を明確に定める必要があるとされておりまして、改善策の案としては、1つは、低入札価格調査制度の調査基準、体制の強化ということで、工事については基準が設けられておりますが、委託についても基準を明確にし、調査対象の強化を図ることがございます。2つ目として、工事以外の請負契約への最低制限価格の設定ということで、一部実施済みというようにしておりますのは、試行として、碑小学校の実施設計の際に行ったものでございます。

視点の4点目、事前事後のチェックについてでございますが、(1)として、契約事務に係る事前のチェックについてで、実態と問題点は記載のとおりでございますが、課題としては、ライン決定におけるチェックを怠らないことは当然でございますけれども、チェックを受ける側でも事前に文書の回付ですとか、理由の説明など、原則を踏まえた処理の徹底がでございます。もう1つとして、全庁的な契約事務の管理、指導体制を強化する必要があるとされております。この改善策の案として、1つは、全庁的な契約事務の管理指導体制の強化、2つ目として、指名基準等契約に係る基準の見直しと公表、3点目として、事案決定の徹底及びチェック機能の強化がでございます。

(2)の事後のチェックについてでございますが、実態と問題点は記載のとおりでございますが、課題として、発注者の恣意的な指名行為等を防止するため、第三者の監視が必要であるということ、それから、談合情報について、調査等を迅速かつ的確に対応できる仕組みが必要であるということ、そして、品質や工数管理などを重点的にチェックする必要があるとされております。この改善策の案として、1つは、工事及び委託の監督、検査体制(履行状況評価)の強化がでございます。2つ目として、入札監視等委員会の設置、これは、入札などについてチェックを行うことや、契約制度の改善について助言を行う外部の第三者による監視体制を整えるということでございます。そして、3点目として、不正行為の防止策の構築、契約情報等の改善

がございます。

それから、4ページ目でございます。視点の5、外部の関与についてでございますが、(1)として、紹介などの働きかけについてということで、実態と問題点は記載のとおりでございます。課題としては、職員の倫理観の保持に関する組織風土の一新と防止策の制度化が必要であるということ、そして、職員への外部からの働きかけについて、抑制策やその透明性を図るための制度化を図る必要があるというようにされております。この改善策の案としては、1つは、入札説明会の廃止、これはもう既に実施しておりますが、2つ目として、公務員倫理規程の整備、3つ目として、内部通報者保護制度の整備、これは、職員等が知り得た行政上の違法、不当な行為に関し内部通報を受けるとともに、通報者を保護する制度の整備ということでございます。4点目、不当な働きかけの防止ということで、要望記録、公表制度などの整備がございます。

視点の6、その他全般についてでございますけれども、改善策案として、総合庁舎委託契約のやり直しですとか、2点目として、意思決定手続の適正化、全庁的な文書管理についての適正化を図るということでございます。そして3点目、人材育成、確保等として、調査、評価、VE、総合評価など、そうしたことに対応するための技術的な能力向上のための人材育成、また、専門能力を有する場合の任期つき採用などについての活用などがございます。

なお、改善策案などについて、網かけをしてあるものは、次の資料との関連で委員長からのご指示により施したものでございます。

以上でございます。

委員長 どうもありがとうございました。

今のは、この前の小委員会で、あるいはここでの議論でご指摘をいただいた部分について整理をしていただいたものであります。前の委員会でも議論が出ましたとおり、来年度に向け、来年度の予算編成でありますとか、あるいは契約事務の準備等々というのが始まろうとしている時期でございます。夏からこの委員会を進めてまいりましたけれども、本来、この委員会の最終報告というのは来年の3

月を目途という形にしておりますけれども、ここで来年度のそういう準備に向けて、何らかのここまでの成果というものが反映されなければということもありまして、緊急提言というのをここで出させていたどうかという話を前回したわけでございます。

この表に基づきまして、こちらの方でたたき台というのを書かせていただきました。委員の方々には、私のメモ的なものが配られておりまして、傍聴の方には配られておりませんけれども、今お話が出ましたとおり、網かけをしておりますところが、緊急に来年度に向けて提言ができるもの、あるいはやらなければならないものであろうということを書かせていただきました。

以降につきまして、これを読み上げていった方がいいかと思っておりますので、私が読み上げていきながら、また後でご議論をいただきたいというふうに思っております。

契約事務改善に関する緊急提言（たたき台）でございますが、1、はじめにでございます。

区政の透明性向上検討委員会は、平成16年3月、目黒区の契約事務に関する管理職員による収賄事件が生じたことを受けて、区内部で行われた調査報告に対し、第三者の立場から検証を行い、さらに必要な調査を経て、区政の透明性向上に向けた改善策等を提言していくために同年8月に設置され、これまで精力的に検証及び検討の作業を行ってきた。

当委員会は、最終提言取りまとめの目途を平成17年3月とし、区政の透明性向上に向けた施策について、区の現状を見据え、単に契約事務の改善にとどまらず、さまざまな視点から、今後も総合的、体系的に十分検討し、議論を重ねていく所存である。

しかし、今時、平成17年度に向けた予算編成や契約の準備等が進められている状況に当たり、我々はこれまで当委員会で行われてきた検討や議論に基づき、何らかの改善がなされるべきであると考え、区政の信頼回復への助力という当委員会の目的にかんがみ、当面、直ちに改善可能である方策について、現段階において緊急的に提言することで一致した。

2、検討の経緯。

当委員会は、平成16年8月19日に第1回を開催し、区長からの諮問を受け、まず、区内部での契約事務に係る調査結果報告についての検証を行ってきた。この検証に際しては、委員の専門性に基づいて小委員会を設置し、契約事務の実態把握に努めるとともに、当委員会が検討すべき論点の整理を行った。

この小委員会の検証作業及び検討に基づき、全委員が共通の認識を持ち、そのもとでこの緊急提言をまとめるべく議論を進めてきた。

3、緊急提言に掲げる改善策の考え方。

当委員会における最終的な提言は、前述のとおり平成17年3月までにまとめていくが、これまでの検討の中で、具体的に議論し、その方向性を明らかにしたもので、なおかつ平成17年度に向けて緊急に対応する必要があるとの認識に至った事項、特に今回の事件の原因となった清掃業務委託及び施設管理業務委託の関連を中心に、今回緊急提言を行う。

4、緊急提言を要する改善策。

清掃業務委託・施設管理業務委託等に関する改善。

施設管理（清掃を含む）契約の取り扱い（コスト縮減提案型随意契約方式の導入）これは、平成17年度の年間契約の準備に向けてのものである。

施設管理（清掃等を含む）業務委託については、初年度に指名競争入札（これに準じた見積もり合わせを含む）を行い、翌年度以降、3～5年間は業務の安定性を確保する理由から、初年度と同様の内容で受注業者と随意契約を行ってきた。

しかし、入札参加業者による不適正なダンピングが行われたり、発注する区側の委託内容（仕様）の見直しによる経費の効率化が進まないなどの問題もはらんでいる。

このため、平成17年度の契約に当たっては、当面の措置として、かかる事業については1年限りの契約とすること、あるいは3年に限定した上で、たとえ随意契約を行うとしても、受注者側の一定程度のコスト縮減提案などの努力を求める方式とすることが望ましい。

さらに効率的な施設管理となるよう、今後は取り扱い方針の考え方を これは、すぐの問題ではございませんが、今後は取り扱い方針の考え方を当委員会として本提言で示していく。

総合庁舎清掃業務委託契約のやり直し、これも同じく平成17年度に向けてでございますが、今回の事件の発端となった区の総合庁舎清掃業務委託契約については、事実経過等の調査から、公正性と透明性に欠けるなど、さまざまな問題点が浮上している。

このまま何ら策を講じないままかかる契約を継続することは、今後の区政運営に対する区民の信頼を損ない、大きな禍根を残すことにもなりかねない。

このため、上記に掲げる緊急に講ずべき改善策を整理した上で、総合庁舎清掃業務委託の平成17年度の契約について、改めてやり直すべきである。

分離・分割発注の見直し、これも17年度でございますが、区はこれまで区内業者を保護、育成するためとして、工事や委託業務などについて、業務内容ごとに分離した発注や同一内容のものを分割した発注などを行い、受注機会の拡大を行ってきている。

こうした地域の産業振興に向けた施策はさまざまな自治体で行われていることであり、一方では必要なことと受けとめられる。しかし、区民の税金を有効かつ効率的に活用するという観点からは、スケールメリットのある発注とすることが望ましい。

このため、地域産業振興の観点とのバランスをとりつつ、管理や経費の効率性等を考慮した上で、総合管理を行うなど、現在行っている分離・分割発注の単位について、改めて見直しを図った上で、平成17年度に向けた適正な契約事務を進めていく必要がある。

契約全般にわたる改善であります。指名競争入札における選定理由の公表。

指名競争入札の実施に際し、候補者リストの作成から指名業者の選定まで、区としての基準が明確でなく、契約ラインの裁量にゆだねられており、こうした裁量の中で今回の事件が生じている。

数ある登録業者の中から、なぜ一定数に絞って業者選定をしたのかという納得性の一面と、恣意的な選定を防ぎ、公正な選定としていくことが必要である。

そこで、契約ライン等の裁量を極力少なくする入札制度へと改善していくことはもちろんであるが、すぐに取り組めることとしてそれぞれの事例における選定理由を明らかにし、公表していくことが必要である。

停止条件つき指名競争入札への変更。これも平成17年度の年間契約の準備に向けてできることではないかということですが、これまで翌年度の年間契約については、当初予算の配当がない段階で準備を進める必要があり、予算執行に当たる入札行為ができないと解し、指名競争入札に準じた見積もり合わせを行い、新年度の日付で随意契約（緊急的理由）を行ってきた。

しかし、この場合、契約経過が不明瞭になるなどの問題があるため、その改善として、いわゆる準備契約という考え方で、相手方に対しても停止条件がある旨示した上で、入札としていく必要がある。

これにより時系列による手続を明確化するとともに、公表制度の俎上に上げて透明性を確保することが期待される。

事案決定の徹底及びチェック機能の強化。これは順次実施というお願いではありますが、契約事務について、ライン決定におけるチェックを強化するためには、チェックする側が審査能力を備え怠らないことはもちろんであるが、チェックを受ける側でも事前に文書を回付し、理由等の説明を行うなど原則を踏まえた処理を徹底しなければならない。

このため、契約締結請求以前に、まず事業所管の事務処理として、契約の内容にかかわる事案決定（仕様・見積もりなど）を行い、契約締結請求の際、これを添付し、経過を明確にしていく必要がある。

こうしたことは、契約事務に関することのみにとどまらず、意思決定手続を適正に行う全庁的な取り組みが欠かせないものである。そこで、契約事務に限らず、改めて文書管理全般にわたる流れやチェックの状況を徹底的に点検をすべきである。

入札監視等委員会（仮称）の設置、これは17年度に設

置できるよう予算化をしたらどうかということでありますが、今回、当委員会として契約事務の実態把握に努め、さまざまな問題と課題があることを区に示し、今後さらに具体的な改善を求めていくが、第三者によるこうした指摘などは、改善のきっかけや組織が緊張感を保ち続ける意味でも必要なことである。

このため、第三者による入札監視等委員会（仮称）を設置し、公正・中立の立場で、入札・契約事務が適正に行われたかなど、事後の監視をするとともに、必要な制度の改善に関して必要に応じて提言等が行われることが望ましい。

なお、この入札監視等委員会（仮称）は、専門性を持った委員により、効率的・機動的に運営される必要がある。

おわりに、この緊急提言は、区が当面講ずべき改善策について、当委員会としてまとめたもので、区長がリーダーシップを発揮し、区内部で設置された区政の透明性向上実施本部を中心に全庁体制で早急に具体化を図ることを求めたい。

また、今後、当委員会では、この緊急提言に加え、諮問事項である契約制度の改善、内部通報者保護制度、あるいは外部からの関与への対応など、汚職の再発を防止すると同時に、事務処理等における不適切な処理を是正するなど初めとする区政の透明性向上に関することについてさらに検討を進めていく。

そして、提言の取りまとめに当たっては、中間案等を積極的に区民等に公表し、広く意見をいただき、それらを参考にしながら進めていく考えである。

なお、職員が不正を行わないその基本としては、組織の風通しのよさと、職員のやりがいを高める環境がなくてはならないことは言うまでもない。区長を初め、組織全体としてのかかる努力は、目黒区として随時進めるべきことであることを付記しておく。

平成16年云々という形で、委員名という形です。

直したんですが、ちょっと文章がしつこいかなというところもありますが、これについて、このたたき台、これは一応皆さんも事務局の方に整理をいただきましたところで、来年度に緊急でやるべきこと、あるいは向けて提言ができ

るべきこと、あるいはそれから実現可能なことということについて書き出して文章化させていただきました。

ということで、これについてご議論をこの後していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

このほかに、何か書き足すことというような、項目としてまだこれもできるのではないかというような項目を足すというようなことはございますでしょうか。

それで、後で気がついたんですが、2ページ目のところですが、契約全般にわたる改善のところ、指名競争入札における選定理由の公表というもの、先ほど話が出ましたし、今回もここにも書きましたが、選定理由を公表ということが望ましいというのは当然なんです、全部ということになりますともものすごい数になるものですから、これはある程度のラインを引くという必要があるかなということでしたので……。

だから、ある程度の額というところなんだろうが、この辺がどこまで適正なのかというのがあれですが、全部というのはとても……。基本的には全部のところについて説明ができるということが必要ではありますが、公表ということになりますと、一定のいうところになるかなというか、ラインを引くということはあるかと思います。

委員 今、現実には、この業者を選んだというところについては、例えば理由は原資料の方にはつけるような方向へ今動いているわけですよ。ということは、全部を公表するというのではなくても、外部から質問があったときには答えられる体制というのが、そういう意味では公表制度と同じ意味を持つんではないですか。

一応そういうふうにしておけば、10件までとか20件までなんていうふうに枠を置くのではなくて、そういう質問が来たら対応できるという仕組みにするということで、余り枠をはめるというのも……。全部を公表するというのも、これも物理的にはまず無理だと思うし、意味があるのかどうかということもありますし……。

委員 あと選定理由なんですけれども、例えばどういう書き方になるんですか。一例を挙げていただけませんか。

契約課長 工事なんかの案件ですと、まずランクがありますので、

そのランクに応じたもの、それを超えていくようなものについては、例えば下からとりましたよとか、上からランクでとっていきましてとかというふうな形で書いています。それと、持ち工事がある場合については、これは外しますとか、そういう形で説明を全部加えています。

基本的には、1,000万円以上の工事は全部希望をとっていますので、希望の出た中から選定していくというのが工事の場合は中心になりますので、そういった形での理由にしています。例えばCランク工事であれば、Cランクの下位からとって行って、足りないのでBランクまで行っていきますよとか、そのうちこの業者については持ち工事があるので外しますとか、例えば土木と建築といろいろな業種に登録されていて、専門性がないので外しますとか、あと資格の関係で、建築なんかも一定資格が必要になりますので、500万円以上を超えた場合はその資格を持っていないので外しますとか、そういった形で具体的に書いてあります。

委員 今具体的というお話がありましたのでいいと思うんですけども、例えば選定理由に、専門性があるからとか、一言で終わりにするのではなくて、専門性が一体どういう専門性があるかってこの業者を選んだのか、あるいはなぜこの業者を外したのか、そういうのはないのかもしれませんが、なぜこの業者を選んだのかというのは具体的に書いていたかないと、せっかく公表されても意味がないので、そこをよろしくお願いします。

契約課長 今具体的にわかるようにということでやっております。

委員 これは電子入札なんかになると、選定理由だから、自動的に落札する仕組みというわけではないですね。

契約課長 指名をするのであれば、理由は明らかにしていけないとは思っています。

委員 指名の場合の、例えば指名業者の指名の条件とかというのは、今度は電子入札みたいになると、完全公表という形になりますか。

契約課長 例えばこの工事であれば、区内のBランクとか、23区のBランク業者で登録している方はどうぞ、希望というか、手を挙げてくださいと。それで審査をした上でオーケーで

あれば、それは全部対象になりますよというふうな形です。

員 基本的には、基準を明らかにするということは、その基準に基づいた作業をしたということと言わないといけないわけだから、そうだとすれば、基本的には全件理由を明らかにすべきであるということにはなると思うんです。

ただ、物理的な公表もどういう形での公表をやるかですが、例えば電子的方法の導入が進めば、基本的にはパソコンに載っけておけばいいわけですから、見たい人が見ればいいわけですから、そういう意味では、それこそ印刷するわけではないからお金もかからないし、随時できるということはあるので、そういう電子的な制度の充実との関係で、公表というのは基本的には全件公表する。

もっと言うと、指名されなかった人、指名されなかった業者に、何で指名されなかったかという基準が明らかにしてあれば、それで選定された理由はどこかの業者について書いてあれば、自分がどこがダメだったか、大体見当はつくんですが、それを聞きにきた人にどの程度教えるかというのは一つの問題としてあると思うんです。

つい最近も、ある大学院で単位を落とされた人がいて、どうも納得がいかないということで、聞いてみたらという話をしたら、大学でレポートを出す場所というのが決まった場所があるらしいんですけれども、その科目の講師だけ外部講師だったものだから、事務局で手集めして持っていったら、その院生はいつものところに置いていたら、先生に聞きにいったら、えっと言って探したら君のがあったよみたいな話だったとかということで、要は、だめな場合への納得をどうするかというのは、公正さあるいは透明性を図るための大前提だと思うので、できる、できないということのできないという部分をいろいろなそういう方法で克服できるという余地があるので、考えられたらいいんじゃないかなという点は1つです。

それからもう1つは、この緊急提言については、私も小委員会に属しましたが、小委員会の方でいろいろ調査した結果について、前回ご報告をして問題点等も指摘させていただいて、それに基づいてこちらの意見も踏まえて事務局の方で論点整理して、大変だったろうなと思いますけれど

も、それに基づいて委員長の方でたたき台をおつくりいただいたということで、ともかく3月だと言っていたのでは来年に反映できないということではということで、緊急に提言するというのは、これは委員の共通の理解ですし、なるべく範囲を広げたいんですが、全部はできないので、この程度だということです。

一応委員会の役割としても、ここにも書いてあるように、区長がリーダーシップをとって、そして、対策本部等が一生懸命やって、全庁的にやるということを行っているんですけども、このことだけはぜひはっきりさせておきたいと思うんですが、区長が区民から直接選挙で選ばれて、ある意味では、国で言えば大統領的な選ばれ方です。しかし、議会があって、区議会議員がたくさんいらっしゃるって、それぞれ有為な方々がなっているわけで、議会制民主主義なので、議論というのは、何よりも議会での議論というのが重視されなければならない。

そういう意味では、区長が1人ではできないので行政レベルでもこうやって委員会を設置して、そして我々もある程度の専門性に基づいてこうやっているいろいろな申し上げるということは、恐らくこの委員会だけではなくて、有益な面はあるとは思いますが、いかんせん、我々も実は目黒区に在住しているわけでもなく、在勤しているわけでもないので、多分見えていない部分もたくさんある。ただ、見えている部分もあるので、その部分については極力積極的に申し上げているつもりです。

そういう意味では、委員会の方で緊急提言する相手方というのは、もちろん区長さんなんですけれども、それに対して、提言については中間案とも公表して、それで区民の意見も広く得て、その上で最終提言についてはなるべく区民の意見も踏まえた上で提言を行っていきたいと考えていますけれども、並行して、区議会の方でぜひ積極的な議論をおやりになるというのが議会制民主主義の根本だろうというふうに思っていますので、そういうことを我々は踏まえながら、できる範囲での提言をしているんだということについては、これは行政サイドにおかれても、あるいは区民の皆さんにおかれても、ぜひご留意いただきたい。それ

が一番基本だと思います。

我が国は、国のレベルでも、あるいは都道府県のレベルでも、どっちかという行政優位の部分が非常に多くて、何でそういう審議会とか私的諮問機関とかがそんなことまで言うのみたいなことが、はっきり言うと多いわけで、この委員会も、あるいはその1つかもしれませんが、その中でも、我々委員は全力を尽くしてはいるつもりですが、議会制民主主義の基本という点は、透明性を確保していく上で一番重要なことだろうというふうに思っていますので、そのことは申し上げておきたいと思います。

委員長 ほかに何かございましょうか。これもというようなこととか、あるいはここはというような…。

委員 これはいつ付けで出しますか。

委員長 今日ご議論いただきまして、今月中に出せば、来年度のいろいろな事務には間に合うということなので、これをもう少し、今日ご議論いただいた上で確定させた形にして、次回お認めいただいた上で、緊急提言として出すという形であれば。いろいろな作業は大体11月からでしょうか。

行革推進課長 具体的な年間契約の準備は12月になりますので、今月中にご提言いただければ、区の方で具体化する検討をする時間もございます。

委員 皆さん、事務的な作業の時間もあるでしょうから、間に合わなければ意味がないので…。

委員長 大体今月中、今日、これはたたき台なものですから、次回のところで形といいますか、これをもう少しブラッシュアップをしまして、形にして、ご承認をいただくという段取りではと考えております。

議会の方は、いつ…。

行革推進課長 ご提言いただければ、もちろん内部の透明性の実施本部に報告して、具体的な検討を進めてまいりますけれども、議会にも、こうした緊急提言があったということは報告してまいります。

委員 ただ、委員会の提言みたいなものは議会には報告されることになっているんですか。

行革推進課長 はい。

委員 それは、提言が出た時点で、各議員さんにお知らせする

のか、それとも提言が出た次の議会にこういう報告がありましたということで、まさに議会に報告をして議会から各議員さんにこういう報告が来ているというふうになるのか、それはどっちなんですか。

行革推進課長 定例会ということではなくて、閉会中の委員会の方に出していきます。

委員 委員会の方に出すわけですか。これは何委員会に出すんですか。透明性向上委員会が関係ある委員会は... ..。

行革推進課長 全体にかかわることでもございますので、通常は議会運営委員会等で取り扱いを決めていただいて、関係の委員会ということです。

委員 議会のことは議会でお決めになるんでしょうけれども、できたら全議員に直ちに行くようなシステムが望ましいような感じがするけれども... ..。

委員長 電子入札については、これはプログラムに乗り始めている話でございますよね。

契約課長 そうです。もう12月には動き出しますので、これはもう日程的には始まっています。

委員長 我々のこの提言とは別個というか、そもそものルーチンのプログラムで動いてきたものですので、一応ここからは外してはありますけれども、何か一言これが進んでいるのでというような言葉を入れておきますか。もう進められていることですから... ..。

委員 これは、この電子サービスは、もう2年ぐらい前から計画されて動いているんですか。

契約課長 はい、そうです。構想が始まってもう2年になります。

委員長 これは、要するに、もともと事件の云々とは関係ないので、既定路線ですよ。

契約課長 はい、そうです。

委員 先ほど電子入札の競争状態とそれから事務効率の改善、こういうことが電子入札による効果といいますか、こういうところでおっしゃられていましたね。こういうメリットがあることに対して、先ほど23区のうち3区だけとはいうことは、何かデメリットもあるんですか。コストの関係だけですか。時期尚早とかいう話だけでは、どうも納得がつかないので、何かデメリットというのはあるんですか。

契約課長 区のレベルですと、どうしても小さい事業者が多いので、
電子上でやることで格差が出るというところも... ..。

委員 先ほど委員がおっしゃったような、非常に専門性の高い
業者さんが結局独占的になる可能性もあるという話ですか。

契約課長 そうですね。ですから、実際には、12月に登録申請を
受けるんですけれども、これは手作業の申請も当面は残さ
ないといけないかなと。

委員 電子入札になると、要するに電子入札以外の入札がなくな
る。先ほどどっちかにしなきゃいけないという話になり
ましたよね。だから、そうすると入札できない業者という
のが結果的には排除されるということになるわけですか。

契約課長 そうですね。ですから、一定期間の習熟期間というのは
設けていかなきゃいけないだろうと。

委員 差し支えなければ、時期尚早2区と、独自開発1区とい
うのはどこなんですか。

契約課長 独自開発が江戸川区です。あと、千代田区と文京区が...。

委員 時期尚早... ..。

契約課長 我々はそういうふうに聞いています。直接その区に聞い
たわけではないんですけれども... ..。

委員 不正アクセスの心配も考えているのでしょうか。

契約課長 かもしれせん。

委員 1カ所に集まるから。

契約課長 同じく電子申請も同時に進んでいるんですが、千代田区
と文京区は電子申請についても、今のところ利用は見合わ
せると... ..。

委員 先ほど聞いたんですけれども、その第三者による改ざ
んとか、情報漏れのセキュリティというのは、区としてど
ういう担保をとっていらっしゃるのでしょうか。

契約課長 まだ細かいところまでの説明は受けていないんですけれ
ども、共同で開発していますので、各23区の中も10区
ぐらい代表が出て、大きな考え方をつくった上でそれを具
体化しているという今状況でして、基本的には東京都のシ
ステムをほとんど導入しているという状況です。
基本方針としては、ペーパーとしては現在できていると
いう状況です。

委員 登録することについて、登録内容について特に情報を取

得しないといけないことはないですよ。

契約課長 登録自体ではないです。

委員 むしろ、登録業者については、場合によっては検索できるくらいになるかもしれませんね。ただ、申請のときは、当然……。

契約課長 入札のときは、かなり絞り込まなければいけない。

委員 セキュリティの維持は……。

委員 区としてある程度責任を持って参加するわけですから、東京都にお任せではなくて、区として、だから仲間に入るんだよというのを説明していただかないと、多分納得を得られないんじゃないでしょうか。

今おっしゃったように、千代田と文京という区は、実際にためらっているというか、本来であれば、23区同時にいってもおかしくないような話ですね。千代田と文京が、特に小さい業者がたくさんあるとは思えないわけですし、その辺をかなり憂慮しているんじゃないかなという気がするんですけども……。

委員 もう1つ独自開発型という江戸川区なんか、何でなんだろうというの、すごく疑問に感じますよね。

委員 江戸川も、ユニークな区長さんで……。

契約課長 1つは、ちょっと様子を見たいなというのは、稼働状況をちょっと引いたところで見たいという意識もあるのかもしれませんが。そこは具体的に直接確認したわけではないので……。

委員 これは、個人情報保護なんかとも絡むんですけども、コンピューターで情報を集めるときというのは、だれがどういう理由で見られるかということをやほど厳密にやっておかないと、例えば会社なんかだと、いろいろこの情報は取締役でないと見られないとか、この情報は部長でないと見られないとかというのはあるんですが、私みたいなのが部長だったり役員だったりすると、よくわからないから自分で見られないので秘書を呼んで、自分のIDなんかを言ったりしてあけさせたりするので、その秘書も見ることになるというふうなことにも、意外とそうなんです。

我々の年代は不得意なので、だから、だれだれ以上が見るなんていうことが無意味であったりすることがあるんで

すが、恐らく電子情報でぱっと来れば一覧表でぱっと来ているので、ぱっと一覧表で見られるということになると、漏れるときは、さっきからご心配なさっているように、あつという間に漏れるので、そここのところのセキュリティというのは、多分東京都の方で一般的に電子署名なんかの登録をしてからやることになっているので、それと暗号とを組み合わせるとは思うんですけども、意外と役所のすることは間が抜けているので、そここのところは再度問題意識を持たれて、目黒区でもセキュリティの維持については、問題意識を持ってやってもらった方がいい領域かもしれないですね。

委員 あとは改ざんなんですよ。外部からの侵入が絶対ないということはインターネットの世界ではあり得ないわけで、どんなにかたいかぎをかけても侵入してくるというケースは考えられるわけです。そうしますと、入札ですから、入札の金額を書きかえられてしまうとか、落札業者を変えられてしまうとか、そういうことが行われる可能性が絶対ないのか。NECはないと言うでしょうけれども、それはその言葉をそのまま信じていいのかどうかは、今はだれにもわからないわけです。

ですから、区として、区民にその辺を説明できるようにならないと、みんなが参加するからうちもというのは、まずいんじゃないかと思うんです。

委員 この導入については、どの場面でお決めになったんですか。議会で承認をとっているということではない……。

契約課長 その業務に参加しますということについては報告した上で、電子申請と電子調達、これについてそういった協議会に参加してシステム開発を行っていきますと。日程としては、こうなりますという報告はした上で参加しています。

委員 私がプロのハッカーだったらどうするかなと思って、今入札サービスのところで、自分で中まで入って行って、全部が入札の状況を見て、一番安いところへぱっと入れ込むことが可能なのかなとか……。そういうことをご心配されていると思うんですけども……。

委員 例えば登記簿なんかでも、最近はみんな電子情報になって、昔は地面師なんて言って、紙を差しかえてやっちゃっ

たりというそういう犯罪がよくありましたけれども、今はできないとされているんです。でも、だれもやっていないだけじゃないかなと私は思うんです。

委員長 学校も、今学生のWeb履修をやるんだけれども、これが学生の場合は書きかえる可能性があるもんで……。

委員 今暗号みたいなのでやっけていても、理論的にはそれなりの努力をそれなりの能力の人がやれば大体破れるんです。ただ、あることをやるのに、そこまでコストをかけて破る方がメリットがあるかどうかというだけの話で、特に暗号については、アメリカが国防上の理由で、アメリカで開発された一番かたい暗号については輸出をさせないことになっているわけです。それで、RSA方式というので、数学のアルゴリズムを使ってやるやつがアメリカで開発されているけれども、それは外国には輸出してはいけないことになっている。

多分日本も本当はそれなりのレベルの会社は実は開発しているんだと思うんですけれども、多分アメリカへの国防上の遠慮があったりして、ジェット機と一緒に開発したりしていますから、知らないふりして開発していないふりをしているんだろうと、余り根拠はないけれども、推測しているんですけれども、そういう意味では、日本でももちろん結構暗号をやらないといけない領域は広がってきてはいるので、それなりの暗号技術は広がってはいるんですが、まだまだ弱いんです。

だから、行政でやっているやつなんかは、破ろうと思ったら破れる暗号を使っている可能性は論理的にはあるので、そののところは一遍問題意識をぜひ持って、複数の委員からも指摘があるので、研究していただいた方がいいと思います。

委員 私もプロではないんですけれども、住基ネットで長野県が実験をしたら入れたというのがありますよね。総務省は我々に対して、絶対そんなことはあり得ないから大丈夫ですと国民に説明したにもかかわらず、そうなわけです。

住基ネットに対する国民の不安感というのはまさにそういうことであって、コンピューターは万能ではないということを長野の実験は示したわけです。電子入札はもっと怖

いんです。お金が絡んでいますから。個人情報も、確かに個人情報だけなんですけれども、ここはみんなお金が動くサイトというか、場所ですから、それが簡単に入られてしまうようなことはないと思いますけれども、心配を重ねて、それはそれでいいと思うんです。

委員 作った人たちからすれば、全くの杞憂の議論をひょっとしたらしているのかもしれませんがけれども、一般的には本当に結構大丈夫なはずなのがちっとも大丈夫ではないんです。

委員長 これは別の話まで、さわり出すと切りがない。

委員 雑談のたぐいなんですけど... ..

委員長 あとつけ加えるものとか、あるいはこのところはちょっとというようなところは何かございますでしょうか。

委員 今日の議論を含めて、あと気がついたことがあったら委員長にご連絡しますので、委員長の方で第2次たたき台を次回提案していただいて、議論して決めるということはどうでしょう。

委員長 それでは、今そういうお話が出ましたが、皆様にこれをお持ちをいただきまして、何かお気づきの点がございましたら、また来週の半ばぐらいまでに、メール等々でいただければというふうに思っています。これが足りないとか、この論点の整理表を非常にいいものをつくっていただきましたので、これに基づいて、これも入れられるんじゃないとか、あるいは私の書いた方で、文章を自分でしつこいなというのがあるので、少しやわらかくはしたいと思えますけれども、何かありましたら、メールでいただければと思います。

私あてでも構いませんし、もし事務局に来たら、私の方へ回していただければと思います。

では、次回に向けて、今回はこれをできれば最終案という形で作り上げまして、皆さんにご検討いただいて、緊急提言案としてまとめさせていただきたいというふうに思っております。

では、これにつきましては、これでよろしゅうございましょうか。

次回の日程の確認で、以前日程を皆さんからいただいて

おります。事務局の方から確認を……。

行革推進課長 皆さんから伺っております、次回は10月25日の月曜日、午後7時から9時まで、場所はこの教育委員会室でお願いしたいというように考えております。

委員長 それでは、いろいろご議論いただきまして、お気づきの点等々ございましたらば、事務局なり私の方なり、ご連絡をいただければというふうに思っております。

ということで、本日の会議を閉じさせていただきたいと思えます。

傍聴の方、申しわけございませんが、論点整理表というのを回収させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

次回、可能であれば、次回のときに最終的な形のものをお配りできるのではないかというふうに思えます。

では、どうもありがとうございました。

(午後8時30分 開会)